二　さとうきびを原料として製造される国内産糖

次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区分	単価
一　鹿児島県	
(一)　種子島において製造されるもの	正味1、○○○キログラムにつき　四六、五六一円
(二)　奄美大島において製造されるもの	正味1、○○○キログラムにつき　七六、○七三円
(三)　喜界島において製造されるもの	正味1、○○○キログラムにつき　四六、三三七円
(四)　徳之島において製造されるもの	正味1、○○○キログラムにつき　四〇、八〇八円
(五)　沖永良部島において製造されるもの	正味1、○○○キログラムにつき　五四、六〇八円
(六)　与論島において製造されるもの	正味1、○○○キログラムにつき　七八、五九八円
二　沖縄県	
(一)　沖縄本島において製造されるもの（(二)に掲げるものを除く。）	正味1、○○○キログラムにつき　四八、五六〇円
(二)　沖縄本島において製造されるもの（沖縄本島において販売されるものに限る。）	正味1、○○○キログラムにつき　三九、四六〇円
(三)　伊是名島において製造されるもの	正味1、○○○キログラムにつき　一〇二、四二四円
(四)　久米島において製造されるもの	正味1、○○○キログラムにつき　六七、五五八円
(五)　南大東島において製造されるもの	正味1、○○○キログラムにつき　八六、一一〇円
(六)　北大東島において製造されるもの	正味1、○○○キログラムにつき　一二二、二一二円
(七)　宮古島において製造されるもの	正味1、○○○キログラムにつき　四五、〇五九円
(八)　伊良部島において製造されるもの	正味1、○○○キログラムにつき　六二、九七四円
(九)　石垣島において製造されるもの	正味1、○○○キログラムにつき　五七、四七一円

○農林水産省告示第千八百九十四号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第三十六条第二項の規定に基づき、平成二十三でん粉年度に係る国内産ばれいしょでん粉交付金の単価を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　ばれいしょを原料として製造される国内産ばれいしょでん粉

正味1、○○○キログラムにつき　一八、一五二円

二　かんしょを原料として製造される国内産かんしょでん粉

正味1、○○○キログラムにつき　二八、五四九円

○農林水産省
環境省
国土交通省告示第一号

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第三条第一項の規定に基づき、地域連携保全活動の促進に関する基本方針を次のとおり定めたので、同条第四項の規定により公表する。

平成二十三年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

地域連携保全活動の促進に関する基本方針

目次

前文
第1章　地域連携保全活動の促進の意義に関する事項
1　地域の生物多様性と「地域連携保全活動」
(1)　地域の暮らし・文化と生物多様性
(2)　「地域連携保全活動」とは
2　地域連携保全活動の促進の意義
(1)　生物多様性の保全の推進と豊かな暮らしの源泉
(2)　地域の個性の再認識と魅力的で活力ある地域づくり
(3)　豊かな感性の涵養と健康で文化的な生活
3　地域連携保全活動の促進の方向
(1)　多様な主体の参加・連携の推進
(2)　地域の特性に応じた活動
(3)　目標に向けた成果の共有と柔軟な実施
(4)　科学的な視点に立った活動の推進
(5)　経済的な価値を生み出す工夫
第2章　地域連携保全活動の促進のための施策に関する基本的事項
1　地方公共団体の役割と施策
(1)　市町村
(2)　都道府県
2　国の役割と施策
3　多様な主体に期待される役割
(1)　農林漁業者
(2)　NPO・NGO等
(3)　地域住民
(4)　企業等の事業者
(5)　教育・研究機関、専門家等
第3章　地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項
1　市町村による活動計画の作成に当たっての基本的な考え方
(1)　作成過程への多様な主体の参加の促進
(2)　NPO等による提案の取入れ
(3)　地域の自然的・社会的な特性の理解と計画への反映
(4)　各種計画等との調和、関係者との調整
(5)　活動計画の評価と柔軟な見直し
2　地域連携保全活動計画の内容
(1)　区域
(2)　目標
(3)　活動の内容
(4)　国又は都道府県との連携に関する事項
(5)　計画期間
3　特例措置に係る手続及び他法令・計画等との調整等
(1)　自然公園法等の各法律の特例措置に係る協議
(2)　市町村森林整備計画との適合
(3)　特例措置の対象とならない規制等及び特例措置に係る違反の取扱い
第4章　農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項
1　農林漁業に係る生産活動との調和
(1)　農林漁業と生物多様性
(2)　地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項
(3)　地域連携保全活動と農林漁業の一体的な促進
2　社会資本整備との調和
第5章　その他地域連携保全活動の促進に関する重要事項
1　地域連携保全活動協議会
(1)　協議会の組織化・構成員
(2)　協議会の運営等
2　地域連携保全活動支援センター

前文

我が国には、変化に富んだ自然があり、多様な生物が生息・生育しています。そして、人々の暮らしの営みを通じて形づくられた特有の文化があります。これらの自然や文化は、それぞれの地域において長い年月をかけて育まれてきたものです。